

日野町議会第2回定例会会議録

令和5年3月1日(第1日)

開会 9時05分

散会 10時23分

1. 出席議員(13名)

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 矢 貴 之 | 9番 | 谷 成 隆 |
| 2番 | 山 本 秀 喜 | 10番 | 中 西 佳 子 |
| 3番 | 高 橋 源三郎 | 11番 | 齋 藤 光 弘 |
| 4番 | 加 藤 和 幸 | 12番 | 西 澤 正 治 |
| 6番 | 後 藤 勇 樹 | 13番 | 池 元 法 子 |
| 7番 | 奥 平 英 雄 | 14番 | 杉 浦 和 人 |
| 8番 | 山 田 人 志 | | |

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|-------|
| 6番 | 後 藤 勇 樹 | 9番 | 谷 成 隆 |
|----|---------|----|-------|

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

| | | | |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 堀 江 和 博 | 副 町 長 | 津 田 誠 司 |
| 教 育 長 | 安 田 寛 次 | 総務政策主監 | 澤 村 栄 治 |
| 厚 生 主 監 | 池 内 潔 | 産業建設主監 | 福 本 修 一 |
| 教 育 次 長 | 宇 田 達 夫 | 総 務 課 長 | 正 木 博 之 |
| 税 務 課 長 | 山 口 明 一 | 企 画 振 興 課 長 | 小 島 勝 |
| 住 民 課 主 席 参 事 | 奥 野 彰 久 | 福 祉 保 健 課 長 | 福 田 文 彦 |
| 子 ども 支 援 課 長 | 柴 田 和 英 | 長 寿 福 祉 課 長 | 吉 澤 増 穂 |
| 農 林 課 長 | 吉 村 俊 哲 | 商 工 観 光 課 長 | 園 城 久 志 |
| 建 設 計 画 課 長 | 嶋 村 和 典 | 会 計 管 理 者 | 山 田 敏 之 |

5. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

| | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吉 澤 利 夫 | 議 会 事 務 局 書 記 | 奥 野 博 志 |
|-------------|---------|---------------|---------|

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第 6 号 町道の路線の認定について
- 〃 4 議第 7 号 日野町財産区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 〃 5 議第 8 号 日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について
- 〃 6 議第 9 号 日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 7 議第 10 号 日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 8 議第 11 号 日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 9 議第 12 号 日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 10 議第 13 号 日野町子ども・子育て会議条例および日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 11 議第 14 号 日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 12 議第 15 号 日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 13 議第 16 号 日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 14 議第 17 号 日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 15 議第 18 号 日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 16 議第 19 号 日野町地区計画の区域内における建築物の制限に関

- する条例の一部を改正する条例の制定について
- ” 17 議第20号 令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）
 - ” 18 議第21号 令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ” 19 議第22号 令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - ” 20 議第23号 令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - ” 21 議第24号 令和4年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - ” 22 議第25号 令和5年度日野町一般会計予算
 - ” 23 議第26号 令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算
 - ” 24 議第27号 令和5年度日野町介護保険特別会計予算
 - ” 25 議第28号 令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計予算
 - ” 26 議第29号 令和5年度日野町西山財産区会計予算
 - ” 27 議第30号 令和5年度日野町水道事業会計予算
 - ” 28 議第31号 令和5年度日野町下水道事業会計予算
 - ” 29 報第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9）））

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

これより、本日をもって招集されました令和5年日野町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。令和5年第2回定例会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を頂き、誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて議員活動にご精励を頂いておりますことに深く感謝と敬意を表す次第でございます。

はじめに、ロシア軍がウクライナへ軍事侵攻を開始して1年になります。多くのウクライナ国民が暴力の犠牲になっている現状において、国際社会の団結により、ウクライナ情勢が一日も早く収束し、人々が安寧に暮らせるような世の中になることを願っております。

さて、今年の冬は、日野町では比較的積雪が少なかったものの、厳しい寒さが続いておりました。三寒四温を繰り返し、ようやく春の気配を感じる季節となりました。

そうした中、政府では、新型コロナウイルス感染症を5月8日から5類感染症に位置づける予定をしておられます。また、マスクの着用については、3月13日から屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねる方針に決定をされました。およそ3年もの間、日本中がマスクを着用した生活様式となり、これまでの社会活動等に大きな変化をもたらしました。これまでと方針が変わっても、基本的な感染対策は重要であります。住民の皆様のご理解、ご協力の下、経済活動や以前のような生活が取り戻せるように取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会には令和4年度補正予算案、令和5年度当初予算案を提出させていただきます。令和4年度補正予算案では、年度末による各種事業経費の精算や国の補正予算により措置をされた財源を活用した事業、物価高騰に対する地域経済対策等を実施するために必要な事業の経費等について予算措置を講じました。また、

令和5年度当初予算案は、コロナ禍からの景気回復等により税収増も期待でき、少し明るい兆しも見え始めてまいりましたが、それを超える歳出の伸びが見込まれ、予算編成は極めて厳しいものとなりました。

しかしながら、厳しい財政状況にあっても、町の将来を見据え、時代に合った新しい施策の展開と未来への投資を意識し、日野の未来を築いていこうという思いを込めた予算編成とし、編成の過程におきまして、新規事業の精査はもちろんのこと、特定財源の積極的な確保や各事業全般にわたる経費の節減を行い、子育て施策や引き続きのコロナ対策、わたむき自動車プロジェクトをはじめ、これまで展開してきた町の持続発展のために必要な生活基盤や産業振興に関する事業に、可能な限り予算の確保に努めたところです。

こうした中で、令和5年度の一般会計当初予算の総額は、前年度を2,400万円下回る95億4,400万円となりました。また、その不足する一般財源を補うために、財政調整基金と減債基金を取り崩さざるを得ず、特に財政調整基金は、一般会計へ4億5,000万円を繰り入れたところです。

予算の内容につきましては、まず、子育て施策として必佐学童保育所「太陽の子」の増築工事、高校生等の入院時の医療費の無償化、小中学生のフリースクール利用助成、学卒後に町内に居住し就職する者への奨学金返還支援、保育や幼児教育を担う保育士・幼稚園教諭（会計年度任用職員）への町単独の処遇改善、幼児教育保育の在り方検討懇話会の継続、3歳半健診での屈折検査の導入、国の補助金を活用した出産・子育てへの伴走型相談支援や給付金の支給などを実施いたします。

次に、生活基盤整備として、町道西大路鎌掛線の整備、町道石原鳥居平線の舗装工事、町道小御門十禅師線の歩道整備や橋梁の長寿命化工事等を実施し、産業振興として町内に工場等を新規立地し、町内住民を雇用した企業への奨励金の交付、地域の商店等の町内商店等の事業承継への支援、農業振興として農地耕作条件改善事業、農業用水利施設の長寿命化工事、農業用河川工作物の応急対策工事、収入保険加入推進事業を実施いたします。

また、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、わたむき自動車プロジェクトの推進、ひの若者会議（仮）の開催、農業支援として移住や就農支援の事業や特産物振興、G I 認証を取得した日野菜の振興対策、ICT人材育成のため小中学校でのプログラミング体験会等を実施いたします。

庁内のDX推進においては、汎用オンライン申請システムの導入や地方自治体用ビジネスチャットの拡大等により、業務効率化とデジタル化を両立・推進いたします。

また、施設の長寿命化改修のため、大谷公園体育館屋根・照明器具改修工事や各小学校体育館の水銀灯のLED化、わたむきホール虹の舞台機構設備改修工事など、

多方面にわたる施策を展開いたします。

ほかにも社会保障関係経費への対応、行政運営上必要な施策への予算措置を講じています。

さて、3月14日には日野中学校の卒業式におきまして153人の生徒が、3月17日には各小学校の卒業式におきまして207人の児童が学びやを巣立っていきます。卒業する児童生徒が夢と希望を持って旅立ち、活躍することを期待するとともに、誰もが輝く町となるよう努力をしたいと思います。

本定例会には、町道の路線の認定1件をはじめ、条例制定等13件、令和4年度補正予算案5件、令和5年度当初予算案7件の議案26件と報告1件を提出させていただきました。各議案に関しまして十分にご審議を頂き、適切なるご採択を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 後藤勇樹君、9番 谷 成隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間と決定いたしました。

ここで、議事に入ります前に諸般の報告を行います。

一部事務組合議会の結果報告が議長に提出されておりますので、その報告を私のほうから行います。

まず、令和4年第4回東近江行政組合議会定例会が、昨年12月21日に開会されました。付議されました議案は8議案でありました。議案第14号、令和4年度東近江行政組合一般会計補正予算（第2号）、議案第15号、令和4年度東近江行政組合救急医療特別会計補正予算（第1号）、議案第16号、財産の取得につき議決を求めることについて、議案第17号、東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号、東近江行政組合監査委員の選任について同意を求めることについて、議案第19号、東近江行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第20号、東近江行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第21号、東近江行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上の議案が一括提案され、いずれの議案も質疑、討論なく、

採決の結果、全員賛成により全て原案どおり可決および選任同意されました。この結果、識見者の監査委員には、竜王町の吉田定男氏が選任されました。また、公平委員には彦根市の生駒英司氏、東近江市の荻野 忍氏、日野町の長束 晶氏の3名が選任されました。次に、追加日程が2件ありました。近江八幡市選出の岩崎和也議長から議長の辞職願が提出され、許可されました。このことにより議長選挙が行われ、副議長の指名推選により、近江八幡市選出の岡山かよ子議員が議長に当選されました。一般質問はなく、以上で定例会の日程は全て終了し、閉会となりました。

次に、令和5年第1回中部清掃組合議会定例会が2月22日に開会されました。付議されました議案は7議案でありました。議第1号、中部清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第2号、中部清掃組合個人情報保護審査会条例の制定について、議第3号、中部清掃組合の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第5号、中部清掃組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例を改正する条例の制定について、議第6号、令和4年度中部清掃組合一般会計補正予算(第2号)、議第7号、令和5年度中部清掃組合一般会計予算、以上の議案が一括提案され、いずれの議案も質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により、全て原案のとおり可決されました。その後、3名の議員から一般質問が行われました。以上で定例会の日程は全て終了し、閉会となりました。

次に、令和5年第1回八日市布引ライフ組合議会定例会が2月28日に開会されました。付議されました議案は10議案でありました。先に、議案第1号、令和4年度八日市布引ライフ組合一般会計補正予算(第2号)および議案第2号、令和5年度八日市布引ライフ組合一般会計予算の2議案が一括提案され、いずれの議案も質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決されました。次に、議案第3号、八日市布引ライフ組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第4号、八日市布引ライフ組合情報公開条例の制定について、議案第5号、八日市布引ライフ組合行政不服審査会条例の制定について、議案第6号、八日市布引ライフ組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、八日市布引ライフ組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、議案第8号、八日市布引ライフ組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第9号、八日市布引ライフ組合職員の降給に関する条例の制定についての7議案が一括提案され、いずれの議案も質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決されました。次に、議員提案として、議員提出議案第1号、八日市布引ライフ組合議会個人情報保護条例の制定についてが提案され、質疑、討論なく、

採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決されました。一般質問はなく、以上で定例会の日程は全て終了し、閉会となりました。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。詳細につきましては事務局にてご閲覧をお願いいたします。

続きまして、議長公務に係る報告を行います。

まず、滋賀県町村議会議長会第3回理事会が昨年12月26日に開催されました。令和5年度における各町の会費、各種負担金等について審議を行い、原案のとおり可決されました。あわせて、令和5年1月から3月までの間における議長会の事業についても協議を行いました。

また、滋賀県町村議会議長会第4回理事会が2月10日に開催され、令和5年度の事業計画や予算などの審議を行い、原案のとおり可決されました。

次に、全国町村議会議長会町村議会の制度・運営に関する検討委員会が2月7日に東京、全国町村議員会館で開催され、委員として出席をいたしました。検討委員会では、翌日2月8日の定期総会の議案となる第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議の決議文についてを検討いたしました。

2月8日には全国町村議会議長会第74回定期総会および都道府県会長会が東京、ホテルルポール麹町において開催され、出席をいたしました。午前の定期総会では私、杉浦が議長に選出され、議事を進行いたしました。議事では、はじめに役員の異動報告を議題とし、その報告を受け、その後、第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議が提案され、全会一致で決定されました。午後からの都道府県会長会では、報告事項として、令和5年度地方財政対策についての共同声明のほか10件の報告があり、議案では、令和5年度事業計画および令和5年度収支予算が提案され、いずれも全会一致で提案のとおり決定されました。

以上で議長公務に係る報告を終わります。

次に、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間における議員派遣および議長公務につきましては、お手元へ印刷配付の議員派遣結果一覧表等のとおりでありますので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議第6号から日程第28 議第31号まで、町道の路線の認定についてほか25件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。また、日程第29 報第2号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9）））についても併せて町長の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第6号、町道の路線の認定について。

本案は、県道日野徳原線（必佐バイパス）の整備完了に伴い、旧の県道を町に移管を受けることから、町道の認定をいたしたく、道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第4 議第7号、日野町財産区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

本案は、地方自治体の個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、日野町財産区の当該法律の施行に関し、必要な事項について定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、日野町個人情報の保護に関する法律施行条例の例によるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第5 議第8号、日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について。

本案は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿情報の提供に関し、必要な事項を定めるために提出するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第6 議第9号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町長の附属機関の担当事務を改めるとともに、新たな町長の附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。内容としましては、日野町地域公共交通会議の担当事務に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成および実施に必要な事項の調査審議を加えるとともに、環境基本法に基づき環境基本計画を策定するにあたり、広く意見を聴取し、計画の推進について必要な事項を調査審議するため、日野町環境基本計画策定委員会を設置するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第7 議第10号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町が個人番号の利用を行う事務および利用を行う特定個人情報について定めるため、条例の一部を改正するものでございます。内容としましては、特定個人情報を独自に利用する事務として、令和5年度に新たに実施する奨学金の返済金の助成に関する事務およびフリースクールの利用料に関する助成の支給に関する事務について規定を行うとともに、新たに情報連携を開始する事務として、学習に要する物品等の支給または貸与に関する事務を定め、当該事務において利用する特定個人情報として、生活保護関係情報を定めるものでございます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

日程第8 議第11号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、滋賀県屋外広告物条例の改正に伴い、滋賀県知事から権限移譲される事務の手数料について定めるため、日野町手数料徴収条例の一部を改正するものです。内容としましては、新たに導入される認定広告物の申請手数料について定めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第9 議第12号 日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、大谷公園野球場の改修に伴い、日野町使用料条例の一部を改正するものです。内容としましては、野球場において老朽化していた本部施設、また2025年に開催される第79回国民スポーツ大会における軟式野球競技の開催基準を満たすために行った改修工事に伴う改正になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第10 議第13号、日野町子ども・子育て会議条例および日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定・公布に伴い、日野町子ども・子育て会議条例および日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。主な内容は、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議等に関する規定が改正されることにより、関係法令の条項に追加、削除が行われることから、当町条例の影響箇所を改正するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第11 議第14号、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定・公布に伴い、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。主な内容は、児童が長期にわたり入所または通所する施設において、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が位置づけられたことによるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12 議第15号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、保護者の医療費負担の軽減による子育て支援を拡充する取組を進めるた

め、高校生等の入院に係る医療費の自己負担金に対する助成を令和5年4月1日から実施するため、福祉医療費助成条例の一部を改正するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第13 議第16号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、健康保険法施行令が改正されたことから、当町の国民健康保険においても出産育児一時金の支給額を見直すため、日野町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。改正の内容は、出産育児一時金の支給額を現行の42万円から8万円引き上げ、50万円に改めようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14 議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、滋賀県から令和5年度国民健康保険事業費納付金および標準保険料率が示されたことに伴い、現行の保険税率では国民健康保険事業費納付金に要する費用等に充てる財源の不足が見込まれることから、令和5年度からの国民健康保険税の税率を見直すため、国民健康保険運営協議会の審議を経て、日野町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第15 議第18号、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の制定・公布に伴い、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。内容としましては、道路法施行令に準じて道路占用料を改めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16 議第19号、日野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地区計画との整合を図るとともに、所要の整理を行うため改正するものです。内容としましては、両罰規定における免責規定の削除および別表中に規定する建築物の敷地面積の最低限度を地区計画における制限内容に合わせるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第17 議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1億620万3,000円を追加し、予算の総額を104億6,995万6,000円とするものでございます。今回の補正は、年度末を迎え、各事業の精算に伴うもののほか、国の補正予算により措置された財源を活用した事業、物価高騰に対する地域経済対策等を実施するために必要な事業について、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧願います。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13ページの第13款・分担金及び負担金は、農地耕作条件改善事業分担金において、工事費の確定等に伴い、減額補正をしております。

15ページの第15款・国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチンに関連する補助金等を減額するほか、各種の補助事業の精算に伴う減額補正をしております。

次に、17ページからの第16款・県支出金につきましても、補助事業の精算に伴う減額補正が主なものでございますが、19ページの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金につきましては、国の補正予算による財源措置に伴い、新規計上しております。

21ページの第18款・寄附金につきましては、まちづくり応援寄附金および小学校教育振興寄附金を増額補正しております。ご寄附を頂きました皆様には、大変感謝をしておるところでございます。

次に、第19款・繰入金につきましては、財源不足対応として取り崩しておりました財政調整基金および教育施設整備資金積立基金の繰戻しに伴う減額補正をしております。

また、第21款・諸収入では、過去に小集落改良住宅の持家化を促進するため貸し付けておりました小集落改良住宅持家化促進対策資金貸付金について、期限の到来により償還が見込めますことから、新規計上しております。

23ページの第22款・町債では、国の補正予算により追加割当てのあった緊急自然災害防止対策事業債を増額補正するとともに、図書館の空調設備更新工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（図書館管理事業）を新規計上いたします。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、25ページからの第2款・総務費でございますが、各事業の精算見込みに伴うもののほか、職員人件費（一般管理費）において、職員の勧奨退職に伴う退職手当組合負担金の追加費用を増額補正しております。

次に、33ページからの第3款・民生費におきましては、35ページの福祉バス運行事業において、教育費の小学校遠距離通学助成事業とともに、福祉バスおよび児童通学用バスを一体的に交通事業者へ委託運行するにあたり、町が専属的に使用するバス車両の使用料に係る経費を新規計上しております。

また、37ページの子育て未来基金積立金において、今後の子育て施策に必要な経費に備え、積立金を新規計上しております。

次に、39ページからの第4款・衛生費では、予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン）において、ワクチンの集団接種の終了に伴い、経費の精算による減額補正をしております。

41ページからの第6款・農林水産業費につきましては、43ページの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業において、国の補正予算により措置された財源を活用し、畜産農家による牛舎整備等を支援するための補助金を新規計上しております。

次に、45ページの第7款・商工費では、地域経済緊急支援事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を活用し、コロナ禍での物価高騰に対する住民支援と地域経済の活性化対策を切れ目なく実施するため、ふるさと日野町がんばろうクーポン券事業を実施する経費を新規計上しております。

次に、47ページからの第8款・土木費につきましては、道路維持補修事業において、国の補正予算に伴い、追加割当てのあった地方債を活用し、町道東桜谷旧県道線の舗装工事を実施するための経費を新規計上しております。

次に、49ページからの第10款・教育費につきましては、51ページの小学校管理運営事業および小学校教育振興事業において、12月補正予算で計上いたしました寄附金を活用した経費について、各小学校での活用方針が定まってきましたことから、その用途に応じた補正予算を計上しております。

また、小学校教育振興事業においては、今般、子どもたちへの支援のために寄附金を頂きましたことから、次年度の小学校の新入生へ入学祝い品を贈る経費を新規計上しております。

また、55ページの第12款・公債費においては、本年度の町債の元利償還金の見込みに伴い、減額補正をしております。

56ページからは給与費明細書などの附属書類でございます。

それでは、予算書の説明に戻させていただきます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、5ページの第2表 繰越明許費補正のとおり、庁舎ヒートポンプチラー修繕工事業務をはじめ16件について翌年度へ繰越しを行い、予算を執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、7ページの第3表 債務負担行為補正のとおり、セーフティネット資金利子補給事業について、債務を負担する期間および限度額を設定するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、8ページの第4表 地方債補正のとおり、公共施設等適正管理推進事業等債（図書館管理事業）をはじめ、2件の追加を計上するものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算（第9号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第18 議第21号、令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。
本案は、日野町国民健康保険特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ2,170万3,000円を減額し、予算の総額を21億7,282万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免費用等に対する国庫支出金の増額および前年度繰越金の増額などの補正を行うとともに、賦課徴収実績に基づく国民健康保険税の減額、保険給付費の支払いに充てる県支出金の減額、当初予算に計上しました財政調整基金繰入金および職員給与費等の精査による一般会計繰入金の減額の補正を行うものです。

歳出では、被保険者の減少などによる医療費の減少に伴う保険給付費の減額および保健事業費等の精査による減額の補正を行うものです。

歳入につきましては、国庫支出金1万5,000円、繰越金3,071万2,000円、諸収入748万4,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険税1,700万円、県支出金2,901万5,000円、財産収入1万4,000円、繰入金1,388万5,000円を減額しようとするものです。

歳出につきましては、総務費482万7,000円、保険給付費3,506万9,000円、保健事業費132万6,000円、公債費2万9,000円、諸支出金132万円をそれぞれ減額し、基金積立金2,086万8,000円を追加しようとするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第19 議第22号、令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、第1条の繰越明許費につきまして、86ページの第1表 繰越明許費のとおり、農業集落排水事業（機能強化対策）について、1,320万円を翌年度に繰越しを行い、予算を執行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20 議第23号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、日野町介護保険特別会計予算、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,254万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ23億5,466万1,000円とするものでございます。

保険事業勘定、第1表の歳入では、保険料を2,782万4,000円、国庫支出金を2,695万6,000円、支払基金交付金を2,903万7,000円、県支出金を1,426万5,000円、繰入金を1,411万7,000円、諸収入を34万7,000円それぞれ減額するものでございます。

歳出では、総務費を36万7,000円、保険給付費を9,845万円、地域支援事業費を1,372万9,000円減額するものでございます。

主な補正内容は、保険給付費において、これまでの給付実績から今年度の所要額を見込み、居宅介護住宅改修費、地域密着型介護予防サービス給付費等を増額する一方で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費

等を減額するとともに、地域支援事業費では、事業の精算等によりそれぞれ補正をするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第21 議第24号、令和4年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、日野町後期高齢者医療特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ190万7,000円を減額し、予算の総額を3億209万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、被保険者の増加による後期高齢者医療保険料の増額および前年度繰越金の増額を行うとともに、職員給与費等の精査および保険基盤安定繰入金分の確定見込みに伴う一般会計繰入金の減額の補正を行うものです。

歳出では、職員給与費等の精査による総務費の減額、保険基盤安定繰入金分の確定見込みに伴う精査および保険料増額に伴う後期高齢者広域連合納付金の増額を行うものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料360万2,000円、繰越金434万4,000円を追加し、繰入金985万3,000円を減額しようとするものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金64万7,000円を追加し、総務費255万4,000円を減額しようとするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第22 議第25号、令和5年度日野町一般会計予算。

令和5年度予算は、コロナ禍からの景気回復や新規企業立地により税収の増が期待でき、少し明るい兆しも見え始めてまいりましたが、それを超える歳出の伸びが見込まれ、予算編成は極めて厳しいものとなりました。しかしながら、本年度予算は、町の将来を見据え、時代に合った新しい施策の展開と未来への投資を意識し、日野の未来を拓いていこうという想いを込めた予算編成とし、編成過程においては、新規事業の精査はもちろんのこと、特定財源の積極的な確保や、各事業全般にわたる経費の節減を行う一方で、子育て施策やわたむき自動車プロジェクトをはじめ、これまで展開してまいりました町の持続発展のために必要な生活基盤や産業振興に資する事業には、可能な限り予算の確保に努めたところでございます。

これらのことから、令和5年度の一般会計当初予算の総額は、前年度を2,400万円下回る95億4,400万円となりました。しかしながら、その不足する一般財源を補うためには、財政調整基金と減債基金を取り崩して一般会計へ繰入れせざるを得ず、特に財政調整基金は4億5,000万円の繰入れを行ったところでございます。

さて、国の令和5年度の地方財政対策の概要では、地方財政計画の規模は、前年度比約1兆4,400億円増の92兆400億円となりました。まず、地方税は、コロナ禍からの景気の持ち直しにより、前年度比1兆6,446億円増の42兆8,751億円となり、当

町の町税収入におきましても、前年度比で7,879万9,000円増の36億1,747万円を見込んでおります。

また、国の地方財政計画の概要での地方交付税総額は3,073億円増の18兆3,611億円となり、当町の普通地方交付税についても、5,000万円増の15億6,000万円を見込んでおります。

一方、臨時財政対策債については、国税収入の伸びに伴い、発行可能額が大幅に縮減されたことから、前年度比8,500万円減の8,000万円を見込んでいるところです。しかしながら、一定の歳入増は見込めるものの、経常経費の増は続いており、当町の財政運営におきましても、引き続き予断を許さない状況が続いております。

その中においても、まず、子育て施策として、必佐学童保育所「太陽の子」の増築工事、高校生等の入院時の医療費の無償化、小中学生のフリースクール利用助成、学卒後に町内に居住し就職する者への奨学金返還支援、保育や幼児教育を担う保育士・幼稚園教諭（会計年度任用職員）への町単独の処遇改善、幼児教育保育の在り方検討懇話会の継続、3歳半健診での屈折検査の導入、国の補助金を活用した出産・子育てへの伴走型相談支援や給付金の支給などを実施いたします。

次に、生活基盤整備として、町道西大路鎌掛線の整備、町道石原鳥居平線の舗装工事、町道小御門十禅師線の歩道整備や橋梁の長寿命化工事等を実施し、産業振興として、町内に工場等を新規立地し、町内住民を雇用した企業への奨励金の交付、地域の商店等の町内商店等の事業承継への支援、農業振興として、農地耕作条件改善事業、農業用水利施設の長寿命化工事、農業用河川工作物の応急対策工事、収入保険加入推進事業を実施いたします。

また、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、わたむき自動車プロジェクトの推進、ひの若者会議（仮）の開催、農業支援として移住・就農支援事業や特産物振興、G I 認証を取得した日野菜の振興対策、ICT人材育成のため、小中学校でのプログラミング体験会等を実施いたします。

庁内のDX推進においては、汎用オンライン申請システムの導入や地方自治体用ビジネスチャットの拡大等により、業務効率化とデジタル化を両立・推進します。

また、施設の長寿命化改修のため、大谷公園体育館屋根・照明器具改修工事や各小学校体育館の水銀灯のLED化、わたむきホール虹の舞台機構設備改修工事など、多方面にわたる施策を展開します。

ほかにも、障害者総合支援事業や介護保険特別会計繰出金、滋賀県後期高齢者医療広域連合負担金をはじめとする社会保障関係経費への対応、近江鉄道の存続・発展に要する負担金や中部清掃組合の負担金等、行政運営上必要な施策への歳出へも予算措置を講じております。

さて、それでは、令和5年度日野町各会計予算書および予算説明書により、予算

の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。まず、令和 5 年度日野町一般会計予算でございます。

第 1 条のとおり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億4,400万円となり、前年度の当初予算額と比べますと2,400万円、率にして0.3パーセントの減となります。

予算の詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書でご説明をいたします。8 ページをご覧ください。

歳入につきましては、8 ページの総括表および10ページからの歳入明細によりご説明を申し上げます。説明にあたりましては、右側のページで申し上げます。

まず、11ページの第 1 款・町税でございます。町税収入では、景気の回復基調により個人町民税および法人町民税がともに伸び、町民税全体で前年度比3,500万円増の14億4,920万円を見込んでいます。固定資産税においても、企業の新規立地等により、前年度比3,999万9,000円増の19億4,807万円となっております。軽自動車税は前年度比220万円減の9,220万円、町たばこ税は前年度比600万円増の1億2,800円を見込んでおります。町税全体では、前年度に比べ7,879万9,000円、2.2パーセント増の36億1,747万円を見込んでおります。

次に、第 2 款・地方譲与税ならびに第 3 款・利子割交付金をはじめとする各種交付金につきましては、令和 4 年度の決算見込額および令和 5 年度の地方財政計画等の伸び率等を考慮して計上しております。まず、地方譲与税においては、前年度とほぼ同水準を見込んでおり、また、13ページからの利子割交付金をはじめとする県税交付金については、地方消費税交付金で前年度比2,200万円増の4億7,000万円を見込んでおります。

15ページの第11款・地方交付税につきましては、地方財政計画における地方交付税総額の伸び等から、普通交付税で前年度比5,000万円増の15億6,000万円、また、特別地方交付税は前年度と同額の1億円を見込んでおります。

第13款・分担金及び負担金につきましては、障害者東近江圏域共同事業負担金において、当町が他市町の負担金を一旦合算して歳入する当番町にあたるため増加しており、前年度比5,974万円増の2億69万7,000円を見込んでおります。

17ページからの第14款・使用料及び手数料については、公立認定こども園入所者保育料および町営住宅家賃現年度分の減等により、前年度比で541万6,000円減の7,160万2,000円を見込んでおります。

19ページからの第15款・国庫支出金は、新型コロナワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス感染症関連の補助金等が減じたことにより、前年度比1億4,960万1,000円減の11億4,709万3,000円を見込んでいます。

第16款・23ページからの県支出金は、障害者総合支援給付費負担金等の県負担金や27ページの団体営農業用河川工作物応急対策事業補助金等の県補助金を計上し

ておりますが、総額では前年度比1,800万3,000円減の8億8,573万5,000円を見込んでおります。

29ページの第18款・寄附金では、まちづくり応援寄附金として前年比3,000万円増の6,000万円を見込んでおります。

第19款・繰入金につきましては、不足する財源を補填するため、財政調整基金から4億5,000万円を繰り入れるほか、減債基金から1億4,000万円の繰入れを行います。

31ページの第20款・繰越金につきましては、前年度と同額の1億5,000万円を見込んでおります。

第21款・諸収入では、町税滞納延滞金や33ページの雑入の滋賀県市町村振興協会交付金（市町村振興宝くじ基金交付金）等が主なもので、前年度比で508万3,000円増の8,126万5,000円を見込んでおります。

35ページからの第22款・町債につきましては、上水道一般会計出資債や公共事業等債が主なものですが、臨時財政対策債が普通交付税の増により前年度から8,500万円減の8,000万円となることから、総額では前年度比9,240万円減の2億3,520万円を見込んでおります。

これらの歳入予算の確保につきましては、国や県の動向を注視しつつ、積極的な特定財源の確保を図り、常に収支の均衡を保つよう留意しながら、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。

最初に、37ページの第1款・議会費では、議員報酬や議会運営事業として、前年度比1,010万2,000円増の9,310万6,000円を計上しております。

また、第2款・総務費では、総務管理や徴税、戸籍住民基本台帳、統計等の経費として、前年度比5,370万7,000円減の10億8,228万7,000円を計上しております。

第1項・総務管理費では、43ページの企画事務事業で、地域おこし協力隊の経費や近江鉄道の存続に向けた協議会等への負担金の経費を計上しております。

また、45ページのデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）では、国の補助金を活用し、わたむき自動車プロジェクトやひの若者会議（仮）、日野菜振興や小中学生向けのプログラミング体験会等の経費を計上しております。

47ページの情報管理事業では、庁内業務のDX推進のため、汎用予約システムや地方自治体用ビジネスチャットの拡大に係る経費を計上しております。

53ページの第4項・選挙費では、4月に予定をされております滋賀県議会議員一般選挙および日野町議会議員一般選挙の経費を計上しております。

次に、55ページからの第3款・民生費でございます。民生費では、社会福祉や児童福祉等に要する経費として、前年度比1億8,614万3,000円、率にして5.4パーセ

ント増の36億285万1,000円を計上しております。

まず、第1項・社会福祉費の社会福祉総務費では、民生委員・児童委員活動事業、社会福祉協議会運営事業の経費を計上しており、57ページの国民健康保険特別会計繰出金に係る経費を計上しております。

また、61ページの町単独福祉医療費助成事業では、本年度から新たに実施する高校生等の入院時の医療費の無償化に係る経費を計上しております。

次に、第2項・児童福祉費の児童福祉総務費でございます。63ページの児童健全育成事業では、学童保育所運営の補助金および必佐学童保育所「太陽の子」の増設工事の経費を計上しております。また、65ページの保育所・認定こども園費では、公立保育所および認定こども園の運営経費を計上しており、67ページの児童手当支給事業では、児童手当を支給するための経費を計上しております。

次に、第4款・衛生費でございます。衛生費では、保健衛生や清掃に要する経費として、前年度比1,168万5,000円、率にして1.6パーセント減の7億367万2,000円を計上しております。

まず、69ページの第1項・保健衛生費の母子保健相談事業では、伴走型相談支援事業および出産・子育て応援給付金を支給するための経費を計上しており、71ページの水道事業会計繰出金（水道）では、上水道事業の工事に係る一般会計の繰出金を計上しており、予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン）では、引き続きコロナワクチンの接種に必要な経費と集団接種会場の撤去のための経費を計上しております。また、環境保全事務事業では、環境基本計画策定のための経費を計上しております。

73ページの第2項・清掃費の清掃総務費では、し尿などの処理や火葬場の運営を行う八日市布引ライフ組合への負担金を計上するほか、75ページの塵芥処理費では、中部清掃組合への負担金を計上しております。

次に、第5款・労働費では、前年度比1,153万8,000円、率にして60.4パーセント増の3,065万円を計上しております。

労働費では、労働対策事務事業において、労働講座等の実施や子育て女性の就労に向けての支援、シルバー人材センター運営事業では、運営補助金を計上しており、勤労福祉会館費では、ひだまり事業所移転に伴う勤労福祉会館の改修工事のための経費を計上しております。

次に、農林水産業費でございます。農林水産業費では、農業や林業に要する経費として、前年度比4,259万1,000円、率にして8.4パーセント増の5億4,920万3,000円を計上しております。

まず、第1項の農業費では、77ページの農業委員会運営事業で、農業委員会および農地利用最適化に資する委員の経費を計上しております。特産農産物振興事業で

は、日野菜をはじめとする特産農産物や野菜生産振興のための経費を計上しております。また、引き続き農業支援策として収入保険加入推進事業の経費を計上しております。

次に、81ページの多面的機能支払交付金事業で、各地区での共同活動や農地維持活動への補助金を計上しており、中山間地域等直接支払交付金事業では、急傾斜地等において農地を維持管理するための補助金を計上しております。また、農地耕作条件改善事業では、耕作条件改善のための農道舗装を実施するための経費を計上しており、83ページの団体営農業用河川工作物応急対策事業では、別所地区の転倒堰整備工事に係る経費を計上しております。

また、第2項・林業費では、グリム冒険の森管理運営事業および85ページの林業センター管理運営事業では、それぞれの施設の運営経費を計上しております。

次に、第7款・商工費でございます。商工費では、商工や観光に要する経費として、前年度比646万5,000円、率にして3.3パーセント減の1億8,880万8,000円を計上しております。

第1項・商工費では、商工振興事務事業で、個人商店等の事業承継を支援する経費や、空き店舗等を利用した創業に対して改修経費等の一部を補助する経費を計上し、商工会運営事業では、商工会の運営に対する補助を計上しております。また、87ページのふるさと応援寄附事業では、ふるさと納税への返礼品等の経費を、まちづくり応援基金積立金では、頂いた寄附金を積み立てる経費を計上しております。

次に、89ページからの第8款・土木費でございます。土木費では、道路河川や都市計画、住宅に要する経費として、前年度比1億4,458万7,000円、率にして14.0パーセント減の8億8,715万3,000円を計上しております。

まず、第1項・土木管理費の地籍調査事業では、土地の境界を明確にするための調査に係る経費を計上しており、91ページの第2項・道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）では、町道西大路鎌掛線の整備や町道石原鳥居平線の舗装修繕工事の経費を計上しております。また、交通安全対策事業（通学路緊急対策）では、町道小御門十禅師線の歩道整備の経費を計上しており、町単独道路改良事業では、町道3か所の工事費を計上しております。

また、第3項・河川砂防費では、河川管理事業において、地元自治会のご協力の下、河川浚渫等の清掃事業に取り組む経費を計上しております。

93ページの第4項・都市計画費の定住宅地整備事業では、西大路定住宅地の負担金および未分譲地の購入の経費を計上しており、公園管理運営事業では、大谷公園体育館屋根改修工事および照明器具の改修工事等の経費を計上しております。

95ページからの第9款・消防費では、消防や防災に要する経費として、前年度比250万8,000円、率にして0.7パーセント増の3億3,858万6,000円を計上しております。

す。主なものとして、消防の経費として東近江行政組合負担金や消防団運営事業の経費を計上しております。また、97ページの防災活動事業では、防災行政無線、防災アプリ、戸別受信機等の運営経費や防災備蓄品の更新に係る経費を計上しております。

次に、第10款・教育費でございます。教育費では、教育総務や幼稚園、小中学校、社会教育等に要する経費として、前年度比2,503万3,000円、率にして1.9パーセント減の13億411万6,000円を計上しております。

99ページの第1項・教育総務費の事務局運営事業において、児童の学習支援を行う適応指導教室の運営等に係る経費を、また、教育相談・子ども支援活動事業では、心理士等による子どもの発達障がい等の早期発見や、子育てに係る相談等を行うための経費を計上しており、奨学金返還支援事業では、学卒後に町内に居住して就職された方への奨学金の返還を支援するための経費を計上しております。

101ページの第2項・幼稚園費の幼稚園管理運営事業では、幼稚園の管理経費を計上し、第3項・小学校費の小中学校管理運営事業では、各小中学校の維持管理に要する経費を計上しております。また、103ページの小学校遠距離通学助成事業では、必佐小学校湖南サンライズ地区への通学用バスの運行を実施する経費等を計上しており、小学校フリースクール利用助成事業では、フリースクールを利用する児童の保護者に対し、費用の一部を助成する経費を計上しております。

105ページ第4項・中学校費の中中学校教育振興事業では、地域部活コーディネーターおよび部活動指導員の配置に要する経費を計上し、107ページの中学校フリースクール利用助成事業では、中学生でフリースクールを利用する生徒への助成経費を計上しております。

次に、第5項・社会教育費でございます。社会教育総務費では、社会教育総務事務事業において、地域と学校が連携、協働して地域全体で子どもたちの健やかな成長を育むための活動経費を計上しており、109ページの地区公民館活動事業では、地域住民主体の活動の展開と地域学習、交流の場として公民館を運営するための経費に加え、地区公民館管理事業では、施設の維持管理に必要な経費のほか、日野公民館、南比都佐公民館の水銀灯のLED化工事の経費を計上しております。

次に、111ページの文化財保護費では、文化財保護事務事業で、文化財保存活用地域計画の策定や文化財保存活用に要する経費を計上しております。また、文化財保存事業では、文化財の適切な維持・保存に必要な経費の一部を補助するため、指定文化財保存修理事業補助金や日野曳山祭保存継承事業補助金を計上しております。

113ページの人権教育費では、人権教育推進事業で、ふれあい学習会の開催など人権教育の推進に要する経費を計上しており、図書館管理事業では、図書館の運営

管理に要する経費を計上しております。

また、115ページの文化振興費では、町民会館わたむきホール虹の指定管理料等に要する経費のほか、舞台機構設備の改修工事等の経費を計上しております。

次に、第6項・保健体育費では、スポーツ振興事業において、町民の皆さんのスポーツ振興を図るための経費を計上しております。

117ページの学校給食事業では、各幼稚園・小中学校の給食に要する経費として、必要な食材料費の経費を計上しています。食材料につきましては、日野米の提供等、可能な限り地場産の野菜等を活用するよう取組を進めているところです。

第12款・公債費につきましては、定期償還元金および定期償還利子に要する経費として、前年度比3,540万5,000円、率にして4.5パーセント減の7億5,856万8,000円を計上しております。

第13款・予備費につきましては、不測の事態に備える経費として、前年度と同額の500万円を計上しております。

最後になりますが、118ページからは給与費の明細書等の資料となっております。

続きまして、議案の説明に戻らせていただきます。

第2条による債務負担行為につきましては、6ページの第2表 債務負担行為のとおり、広報ひの印刷業務ほか7件について、債務を負担する期間および限度額の設定をするものでございます。

地方債につきましては、7ページの第3表 地方債のとおり、上水道一般会計出資債ほか6件につきまして、限度額等を定めるものでございます。

また、1ページの議案に戻りますが、第4条のとおり、一時借入金の借入れの最高額は8億円とし、第5条での歳出予算の流用は、地方自治法の規定に基づき定めるものでございます。

以上、令和5年度日野町一般会計予算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第23 議第26号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算。

本案は、令和5年度日野町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億8,700万円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べまして、国民健康保険事業費納付金の大幅な増加等により、1,000万円の増となりました。

第1表の歳入につきましては、国民健康保険税3億6,994万5,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金95万8,000円、県支出金16億1,178万6,000円、財産収入8万2,000円、繰入金2億199万6,000円、繰越金1,000円、諸収入203万2,000円となっております。

歳出につきましては、総務費4,513万5,000円、保険給付費15億6,123万6,000円、

国民健康保険事業費納付金 5 億3,211万7,000円、保健事業費3,634万6,000円、基金積立金 8 万2,000円、諸支出金1,108万4,000円、予備費100万円を計上いたしております。

第 2 条の債務負担行為につきましては、第 2 表 債務負担行為のとおり、集団健康診査等業務について、債務を負担する期間および限度額を設定するものでございます。

第 3 条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定による流用の定めを行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第24 議第27号、令和 5 年度日野町介護保険特別会計予算。

本案は、令和 5 年度日野町介護保険特別会計、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,270万4,000円、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619万2,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べまして、保険事業勘定では7,730万4,000円、率にして3.3パーセントの増、介護サービス事業勘定につきましては21万8,000円、率にして3.6パーセントの増となっております。

令和 5 年度当初予算では、令和 3 年度から始まりました日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 8 期）において見込む介護サービス量に対応した保険給付および地域支援事業の実施に係る費用について予算編成を行ったものでございます。

保険事業勘定、第 1 表の歳入につきましては、保険料として 5 億1,322万1,000円、使用料及び手数料を2,000円、保険給付費等に対する国の負担分としての国庫支出金を 5 億5,700万8,000円、40歳から64歳までの第 2 号被保険者負担分として交付されます支払基金交付金を 6 億2,142万7,000円、県の負担分となります県支出金を 3 億4,649万2,000円、財産収入を 9 万円、また、繰入金として、一般会計より保険給付費等に対する町の負担を 3 億7,049万4,000円、その他に前年度繰越金を100万円および諸収入を1,297万円それぞれ見込んでおります。

歳出につきましては、要介護認定に係る費用を含む総務費を5,255万5,000円、介護サービス費用の保険給付費を22億6,071万3,000円、介護予防・生活支援サービスなどの地域支援事業費として 1 億772万4,000円、基金積立金を 9 万1,000円、公債費 2 万1,000円、諸支出金60万円、予備費100万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定、第 1 表の歳入でございますが、サービス収入といたしまして618万2,000円、繰越金に 1 万円を見込んでおります。歳出につきましては、介護予防サービス計画作成に係る経費となります総務費に619万2,000円を計上しております。

第 2 条の一時借入金の借入限度額につきましては、5,000万円としております。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費および地域支援事業費について、同一款内で各項の間の流用が行えるよう定めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第25 議第28号、令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億772万3,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べまして372万3,000円の増となりました。後期高齢者医療制度の町における業務については、申請書の受付や保険料の徴収業務などを行っていることから、特別会計で総務費および保険料の徴収に係る予算を計上しております。

第1表の歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億2,201万6,000円、使用料及び手数料5,000円、繰入金8,539万8,000円、繰越金1,000円、諸収入30万3,000円となっております。

歳出につきましては、総務費2,128万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,603万9,000円、諸支出金30万2,000円、予備費10万円を計上いたしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26 議第29号、令和5年度日野町西山財産区会計予算。

本案は、令和5年度日野町西山財産区会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ226万9,000円と定めるものでございます。

第1表の歳入につきましては、財産収入216万8,000円が主なものでございます。

歳出につきましては、総務費で関係集落に支出いたします交付金208万円が主なものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第27 議第30号、令和5年度日野町水道事業会計予算。

本案は、令和5年度日野町水道事業会計の収益的収支のうち、収入予定額を6億6,108万7,000円に、支出予定額を6億706万5,000円とし、資本的収支の収入予定額を1億7,848万5,000円に、支出予定額を3億2,226万1,000円にするものであり、資本的収支の不足額1億4,377万6,000円は、当年度分の消費税資本的収支調整額および過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

詳細につきましてご説明申し上げます。予算書249ページの予算説明書をご覧ください。収益的収支の収入では、給水収益や消火栓維持管理負担金、水道加入金等のその他営業収益、長期前受金戻入などを、支出につきましては、県水受水費支払いなどの原水及び浄水費、漏水修理委託料や修繕費などの配水及び給水費、給料や検針委託料などの総係費、減価償却費、企業債の支払利息等を計上しております。

予算書251ページの資本的収支につきましては、収入は国庫補助金、他会計出資金、企業債、水道加算加入金等の工事負担金を計上しています。支出につきましては、水道メーター等を購入する固定資産購入費、設計委託や配水管布設替工事等の

配水設備改良費、企業債元金分の償還のための企業債償還金を計上しております。

予算書231ページにお戻り下さい。第4条の2は、簡易水道特別会計を水道事業会計へ統合する初年度となることから、簡易水道事業に係る4月および5月の収入および支出の見込額を特例的収入および支出として、それぞれ33万7,000円および1,784万3,000円と定めるものです。

第5条の債務負担行為につきましては、令和5年度に検針業務および水道施設維持管理業務を予定しているため、期間、限度額を定めるものでございます。

第6条の企業債につきましては、限度額を1億150万円と定めています。

第7条の一時借入金は、借入限度額を2,000万円と定めるものです。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものです。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費3,850万5,000円と定めるものです。

第11条は、一般会計から補助を受ける金額を388万2,000円と定めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第28 議第31号、令和5年度日野町下水道事業会計予算。

252ページをご覧ください。本案は、令和5年度日野町下水道事業会計予算の収益的収支の収入予定額を8億4,712万6,000円に、支出予定額を8億736万4,000円とし、資本的収支の収入予定額を4億4,597万3,000円に、支出予定額を7億4,828万円とするものであり、資本的収支の不足額3億230万7,000円は、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金および繰越利益剰余金で補填するものでございます。

続きまして、詳細につきまして説明を申し上げます。271ページの予算説明書をご覧ください。収益的収支の収入では、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入などを、支出では、農業集落排水処理施設の維持管理費用を加えたほか、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、支払利息、その他人件費等維持管理費を計上しております。

資本的収支の収入では、他会計出資金、企業債、補助金、負担金を、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を計上しています。

管渠整備事業費の主なものとして、市街地の浸水対策に向けた雨水排水工事と工業地域の汚水整備を進めるため、測量設計業務を予定しております。また、処理場整備事業費として、機能強化工事費を計上しております。

252ページにお戻り下さい。第4条の2は、農業集落排水事業特別会計を下水道事業会計に統合する初年度になることから、農業集落排水事業に係る4月および5月の収入、支出の見込額を特例的収入および支出として、それぞれ1,203万円およ

び2,902万5,000円と定めるものです。

第5条の企業債につきましては、下水道事業債等につきまして、限度額を合計2億2,400万円と定めるものでございます。

第6条の一時借入金は、借入限度額を9,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費3,866万6,000円と定めるものでございます。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額を2億6,633万8,000円と定めるものでございます。

第10条は、資本的収支の不足分を補填するための財源として使用するため、繰越利益剰余金の一部を減債積立金に処分するものです。ご審議のほどよろしく願います。

日程第29 報第2号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9）））。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。専決処分した事項は工事請負契約の変更についてで、株式会社今井工業代表取締役 今井哲二と工事請負契約を締結している町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9）について工事内容の変更を行い、請負金額を2億472万7,600円に変更し、令和5年2月20日に変更契約を締結したものでございます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ご承認いただきました日程表により、3月2日から3月7日までは議案熟読のため休会といたします。3月8日には午前9時より本会議を開き、質疑を行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 10時23分 —